

2020年6月19日発行（臨時号）



宮城労働局メールマガジン



目 次

《お知らせ》

1. 「エイジフレンドリー補助金」申請受付開始！
2. 「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」を創設しました
3. 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）に「新型コロナウイルス感染症対応特例」を創設しました
4. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の上限額等の引上げ及び対象期間の延長について

1. 「エイジフレンドリー補助金」申請受付開始！

高齢労働者の労働災害防止対策が重要となっており、その具体的取組は「エイジフレンドリーガイドライン」としてお示ししています。

「エイジフレンドリー補助金」は、段差解消、防滑措置、体力低下の気づきを促す取組、高齢者の特性に配慮した安全衛生教育など、高齢労働者の職場環境の整備等を行った際の費用を補助します。

補助率は2分の1で、上限100万円です。

申請は令和2年10月31日まで、日本労働安全衛生コンサルタント会で受け付けています。

また、労働災害防止団体が事業場にお伺いし安全衛生診断・アドバイスを行う「安全衛生サポート事業」や、高齢・障害・求職者雇用支援機構による高齢者の雇用促進のため相談対応・支援など各種支援を行っています（いずれも無料）。

上記支援ツールを上手に活用いただき、高齢労働者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

●エイジフレンドリーガイドラインについて

【お問合せ先】健康安全課（022-299-8839）

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/226/kounennreiroudousya2_00002.html

●エイジフレンドリー補助金について

【お問合せ・お申込み先】一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

<https://www.jashcon-age.or.jp/>

電話（03-6381-7507）（申請関係）

●安全衛生サポート事業について

【主なお問合せ先】

中央労働災害防止協会

本部技術支援部業務調整課（03-3452-6366）

<https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html>

東北安全衛生サービスセンター（022-261-2821）

<https://www.jisha.or.jp/tohoku/guide.html>

建設業労働災害防止協会

本部技術管理部指導課（03-3543-0464）

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/safe_tech_assistance/index.html

宮城県支部（022-224-1797）

<http://www.kensaibou-miyagi.jp/doc/anzenkanri.pdf>

2. 「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」を創設しました

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する新たな助成制度（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理

措置による休暇取得支援助成金)を創設しました。
申請受付は6月15日(月)から開始しております。

本助成金の具体的内容や申請手続については、下記URLをご参照ください。

<助成金の概要>

次の①～③の全ての要件を満たす事業主が対象です。

令和2年5月7日から同年9月30日までの間に

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、

令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に

- ③ 当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主

<支給額>

対象労働者1人当たり

有給休暇5日以上20日未満：25万円

以降20日ごとに15万円加算(上限額：100万円)

※1事業所当たり20人まで

<申請期間>

令和2年6月15日～令和3年2月28日

<助成金HP>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

【お問合せ先】雇用環境・均等室(022-299-8844)

3. 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)に「新型コロナウイルス感染症対応特例」を創設しました

厚生労働省では、今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、有給休暇を取得して介護を行えるような取組を行う中小企業事業主を支援するため、両立支援等助成

金（介護離職防止支援コース）に「新型コロナウイルス感染症対応特例」を創設しました。

本助成金の具体的内容や申請手続については、下記URLをご参照ください。

<助成金の概要>

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度（最低20日間取得可能）を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主を支援

※「介護のための有給の休暇」は、労働基準法に基づく年次有給休暇とは別に設けていただく必要があります。

※法定の介護休業（対象家族1人につき合計93日）、介護休暇（年5日（対象家族2人以上の場合は年10日））は別途保障していただく必要があります。

※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した休暇が対象。

<支給額・支給要件>

労働者1人当たり

取得した休暇日数が合計5日以上10日未満 20万円

取得した休暇日数が合計10日以上 35万円

※1企業当たり5人分まで支給

<申請期限>

支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内
（令和2年6月15日より受付開始）

なお、令和2年6月15日より前に支給要件を満たしていた場合は、8月15日が申請期限となります。

<助成金HP>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

4. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の上限額等の引上げ及び対象期間の延長について

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、

- ・ 正規雇用・非正規雇用を問わない助成金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金）

- ・ 委託を受けて個人で仕事をする方向けの支援金制度（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金）

を創設し、令和2年2月27日から6月30日までの間に取得した休暇等について支援を行っています。

このたび、関係法令が公布・施行され、助成金・支援金の上限額等が引き上げられるとともに、対象期間が延長されました。

具体的な内容や申請書類等は下記URLをご参照ください。

<上限額等の引上げの概要>

適用対象は、令和2年4月1日以降に取得した休暇等

○助成金の支給額：休暇中に支払った賃金相当額
× 10/10

※ 1日当たり8,330円を支給上限 ⇒ 15,000円を支給上限

○支援金の支給額：就業できなかった日について、
1日当たり4,100円（定額） ⇒ 7,500円（定額）

<対象期間の延長の概要>

○対象となる休暇等の期限

令和2年6月30日まで ⇒ 令和2年9月30日まで

○申請期間

令和2年9月30日まで ⇒ 令和2年12月28日まで

[助成金HP]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

[支援金HP]

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

【お問い合わせ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

TEL : 0120-60-3999

受付時間 : 9:00~21:00 (土日・祝日含む)

★バックナンバー

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2020.html

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeJI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

-
- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
 - ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
 - ・文字は、1行の文字数が22文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
 - ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
 - ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっており、返信できません。
 - ・携帯メールには対応しておりません。
 - ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>
